

岡山県福祉人材センター 職業紹介の範囲

(3)障害者総合支援法に基づく事業

- 地域生活支援事業
 - ・相談支援事業
 - ・意思疎通支援事業
 - ・日常生活用具事業
 - ・移動支援事業
 - ・地域活動支援センター機能強化事業
 - 専門性の高い相談事業
 - 広域的な対応が必要な支援事業
 - ・都道府県相談支援体制整備事業
 - ・精神障害者地域生活支援広域調整
 - サービス・相談支援者、指導者育成
 - その他の事業
 - ・盲人ホーム事業
 - ・重度障害者在宅就労促進特別事業
 - ・施設外授産の活用による就職促進事業
 - ・重度障害者に係る市町村特別支援事業※
 - ・生活訓練等事業
 - ・情報支援等事業
 - ・障害者IT総合推進事業
 - ・社会参加促進事業
- ※経済的支援

(2)介護保険事業

- 介護医療院(介護療養型医療施設)
- 介護老人保健施設(無低老健を除く)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護ステーション
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売
- 居宅介護支援
- 介護予防支援
- 地域包括支援センター

(1)'社会福祉法人が実施する公益事業

- (4)地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- (5)行政が実施する相談所
- (6) (1)~(5)以外の社会福祉を目的とする事業を行う事業所(社会福祉分野の国家資格を持つ専門職のみ)

- 【生活保護関係の事業】
〔第一種社会福祉事業〕
- 救護施設
 - 更生施設
 - 医療保護施設
 - 授産施設
 - 宿所提供施設
 - 生計困難者に対して助葬を行う事業
- 〔第二種社会福祉事業〕
- 生活必需品等を与える事業
 - 生活に関する相談に応ずる事業

(1)社会福祉事業

- 【婦人保護関係の事業】
〔第一種社会福祉事業〕
- 婦人保護施設
- 【授産施設及び生計困難者に無利子又は低利で資金を融通する事業】
〔第一種社会福祉事業〕
- 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- 【共同募金事業】
〔第一種社会福祉事業〕
- 共同募金事業
- 【母子・父子・寡婦福祉関係の事業】
〔第二種社会福祉事業〕
- 母子家庭等日常生活支援事業
 - 父子家庭日常生活支援事業
 - 寡婦日常生活支援事業
 - 母子・父子福祉施設
 - ・母子・父子福祉センター
 - ・母子・父子休養ホーム

- 【児童福祉関係の事業】
〔第一種社会福祉事業〕
- 乳児院
 - 母子生活支援施設
 - 児童養護施設
 - 障害児入所施設
 - ・福祉型障害児入所施設
 - ・医療型障害児入所施設
 - 児童心理治療施設
 - 児童自立支援施設
- 〔第二種社会福祉事業〕
- 障害児通所支援
 - ・児童発達支援
 - ・医療型児童発達支援
 - ・放課後等デイサービス
 - ・居宅訪問型児童発達支援
 - ・保育所等訪問支援
 - 障害児相談支援事業
 - 児童自立生活援助事業
 - 放課後児童健全育成事業
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 養育支援訪問事業
 - 地域子育て支援拠点事業
 - 子育て短期支援事業
 - 一時預かり事業
 - 病児保育事業
 - 子育て援助活動支援事業
 - 小規模保育事業
 - 助産施設
 - 保育所
 - 児童厚生施設
 - 児童発達支援センター
 - ・福祉型児童発達支援センター
 - ・医療型児童発達支援センター
 - 児童家庭支援センター
 - 幼保連携型認定こども園
 - 児童の福祉の増進に関して相談に応ずる事業

【老人福祉関係の事業】	(介護保険法上の名称)
〔第一種社会福祉事業〕	
● 特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
〔第二種社会福祉事業〕	
● 老人居宅介護等事業	訪問介護 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護
● 老人デイサービス事業	通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
● 老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
● 小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
● 認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護
● 複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護

- 〔第一種社会福祉事業〕
- 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
- 〔第二種社会福祉事業〕
- 老人デイサービスセンター
 - ・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)
 - 老人短期入所施設
 - 老人福祉センター
 - ・老人福祉施設付設作業所
 - 老人介護支援センター※いわゆる「在宅介護支援センター」

- 【障害者総合支援法に基づく事業】
〔第一種社会福祉事業〕
- 施設入所支援(障害者支援施設における夜間の介護)を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設

- 〔第二種社会福祉事業〕
- 居宅介護
 - 重度訪問介護
 - 同行援護
 - 行動援護
 - 療養介護
 - 生活介護
 - 短期入所
 - ・福祉型短期入所
 - ・医療型短期入所
 - 重度障害者等包括支援
 - 施設入所支援
 - 自立訓練
 - ・機能訓練
 - ・生活訓練
 - 就労移行支援
 - 就労継続支援
 - ・A型(雇用型)
 - ・B型(非雇用型)
 - 共同生活援助
 - 就労定着支援
 - 自立生活支援

- 一般相談支援事業
- 特定相談支援事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム

- 【経済保護事業】
〔第二種社会福祉事業〕
- 簡易住宅を貸し付ける事業
 - 宿泊所等を利用させる事業

- 【医療保護事業】
〔第二種社会福祉事業〕
- 無料低額診療事業
 - 無料低額介護老人保健施設利用事業

- 【身体障害者福祉関係の事業】
〔第二種社会福祉事業〕
- 身体障害者生活訓練等事業
 - 手話通訳事業
 - 介助犬訓練事業
 - 聴導犬訓練事業
 - 身体障害者社会参加支援施設
 - ・身体障害者福祉センター
 - ・補装具製作施設
 - ・盲導犬訓練施設
 - ・視聴覚障害者情報提供施設
 - 身体障害者の更生相談に応ずる事業

- 【知的障害者福祉関係の事業】
〔第二種社会福祉事業〕
- 知的障害者の更正相談に応ずる事業

- 【隣保事業】
〔第二種社会福祉事業〕
- 隣保事業

- 【福祉サービス利用援助事業】
〔第二種社会福祉事業〕
- 福祉サービス利用援助事業

- 【連絡調整事業】
〔第二種社会福祉事業〕
- 連絡又は助成を行う事業